

## 大田区

### ■住宅購入支援

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

### ■家賃助成

制度名	大田区高齢者世帯等住替え家賃助成
URL	<p>高齢者： <a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/sumai/yatinjyosei/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/sumai/yatinjyosei/index.html</a></p> <p>障害者： <a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/sumai/shinshin/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/sumai/shinshin/index.html</a></p> <p>ひとり親： <a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/shien/sumikae/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/shien/sumikae/index.html</a></p>
対象	<p>■対象となる方 民間の賃貸住宅に居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされている高齢者世帯等で以下の（１）のいずれかに該当し、（２）（３）（４）のすべて該当する方</p> <p>（１）次のいずれかに該当する世帯 ア 65歳以上のひとり暮らし世帯または65歳以上と60歳以上の方で構成される世帯 イ 身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳3度以上に該当する方のいる世帯 ウ ひとり親家庭等の世帯</p> <p>（２）区内に引き続き3年以上住所を有する。ただし、火災等の非常事態による転居の場合は除く。</p> <p>（３）区内の民間賃貸住宅へ転居</p> <p>（４）前年の所得が237万6,000円以下（扶養親族等1人につき38万円加算）</p>
制度内容	転居後の家賃の一部を2年間に限り助成します
申し込み期間など	随時受け付け。ただし、転居前に申請手続きが必要です。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	対象世帯ごとのURLを参照してください。

■改修助成	
制度名	住宅修築資金融資あっせん
URL	<a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/sumai/j_assen/kinnyuu/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/sumai/j_assen/kinnyuu/index.html</a>
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内にある住宅を修繕や増改築（全面改築を除く）をする方</li> <li>・上記の住宅に現在住んでいる所有者またはその配偶者、親、子もしくは子の配偶者である方（所有者以外の方は住宅に居住していない場合を含みます）</li> <li>・前年の所得が1,200万円以内の方</li> <li>・年間返済額の4倍以上の収入がある方</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>以下の条件で取り扱い金融機関からの融資をあっせんします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資のあっせん額：修繕工事は450万円以内、増改築工事は500万円以内</li> <li>・返済期間：8年以内</li> <li>・金利：1.90%（調査時点の記載）</li> </ul> <p>※アスベスト除去工事で一定の要件を満たす場合には、利子を区が助成します。</p>
申し込み期間など	工事着工前にご相談ください。
備考	手続き、必要書類、その他要件などの詳細は担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	住宅課 03-5744-1343
制度名	高齢者住宅改修費助成（非該当の方）
URL	<a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/sumai/kaishuhi/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/sumai/kaishuhi/index.html</a>
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険で非該当（自立）とされた方</li> <li>・在宅生活を続ける上で住宅の改修が必要と認められる方</li> </ul> <p>※食事、着替、入浴、排泄、移動についてすべて自立し健全な方は助成対象から除きます。</p> <p>■対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取り付け</li> <li>・段差の解消</li> <li>・滑りの防止、移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取り替え</li> <li>・洋式便器等への便器の取り替え</li> <li>・その他これらの工事に付帯して必要な工事</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>住宅の改修に要する工事費用（上限20万円）を助成します。</p> <p>※1割の自己負担が必要です（生活保護受給者を除く）。</p>
申し込み期間など	必ず事前にご相談ください。工事計画書、工事見積書、改修箇所の写真、図面等が必要になります。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	<p>高齢者の相談窓口</p> <p><a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/koureisyamagouti/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/koureisyamagouti/index.html</a></p>

制度名	建築物の耐震助成制度
URL	<a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/sumai/taishinjosei/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/sumai/taishinjosei/index.html</a>
対象	<p>■対象となる建物 自ら所有する昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物が対象です。 ※予備診断では2階建て以下の木造住宅のみが対象ですが、それ以外の助成は木造住宅に限りません。</p> <p>■対象となる耐震改修 構造評点が木造で1.0以上、非木造で0.6以上となる耐震改修が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>必要に応じて、以下の5段階で助成を受けてください。</p> <p>■予備診断： 「大田区木造住宅耐震診断士」を無料で派遣</p> <p>■耐震コンサルタントの派遣： 建物の耐震化費用の助成を希望する方に対して、耐震コンサルタント派遣費用を全額助成。 耐震コンサルタントは、耐震化の相談を受けるとともに、助成条件に適合しているかの確認を行う。</p> <p>■本診断（耐震診断）： 耐震コンサルタントの調査の結果、助成が可能となった建物について、国土交通省が定める基準を用いた方法による本診断費用の3分の2（木造住宅の場合、上限10万円）を助成</p> <p>■耐震改修計画、設計： 本診断の結果、倒壊の危険性があるとされた建物を倒壊しないレベルまで耐震改修工事をするための計画作成、設計費用の3分の2（木造住宅の場合、上限10万円）を助成</p> <p>■耐震改修工事： 耐震改修計画・設計に基づいて行う耐震改修工事費用の2分の1の額（木造住宅の場合、上限100万円）助成 ※申請者世帯に高齢者等が含まれる場合は、耐震改修工事費用の3分の2の額（木造住宅の場合、上限150万円）助成 ※助成額は区が定めた建物の種類や構造で異なる算出単価、上限で決まります。実際の助成額については担当部署にお問い合わせください。</p>
申し込み期間など	助成を受けるためには、建物の所有者が必ず事前に所定の書式で申請することが必要です。まずは、担当部署までご連絡ください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	都市開発課 03-5744-1349

制度名	高齢者住宅改修費助成（要支援、要介護の方）
URL	<a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/sumai/jyutakukaishu/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/sumai/jyutakukaishu/index.html</a>
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険で要支援、要介護と認定された方</li> <li>・在宅生活を続ける上で住宅の改修が必要と認められる方</li> </ul> <p>■対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽の取り替え</li> <li>・流し、洗面台の取り替え</li> <li>・便器の洋式化</li> <li>・階段昇降機の取り付け</li> <li>・屋内移動設備の取り付け</li> <li>・その他これらの工事に付帯して必要な工事</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	住宅の改修に要する工事費用（改修の種類によって助成対象限度額が異なります）を助成します。 ※1割の自己負担が必要です（生活保護受給者等を除く）。
申し込み期間など	必ず事前にご相談ください。工事計画書、工事見積書、改修箇所の写真、図面等が必要になります。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	高齢者の相談窓口 <a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/koureisyamagoguti/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kourei/koureisyamagoguti/index.html</a>

制度名	住宅改造相談・助成（障害者）
URL	<a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/sumai/kaizou/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/sumai/kaizou/index.html</a>
対象	<p>■対象となる方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小規模住宅改修                      学齢児以上65歳未満で                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下肢または体幹に係わる障害の程度が3級以上の方</li> <li>・ 視覚に係わる障害の程度が2級以上の方</li> <li>・ 内部障害を有する方で補装具として車いすの交付を受けている方</li> </ul>                     ※ただし、特殊便器への取り替えについては上肢障害2級以上の方</li> <li>2. 中規模改修                      学齢児以上65歳未満で                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下肢、体幹または視覚に係わる障害の程度が2級以上の方</li> <li>・ 内部障害を有する方で補装具として車いすの交付を受けている方</li> </ul> </li> <li>3. 屋内移動設備                      学齢児以上で65歳未満で                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上肢、下肢または体幹機能のいずれかの障害の程度が1級（ただし、階段昇降機については1級、2級）の方で、かつ歩行ができない状態の方</li> <li>・ 内部障害を有する方で補装具として車いすの交付を受けている方</li> </ul> </li> </ol> <p>■費用                      世帯の所得に応じて、自己負担があります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>■対象となる工事                      手すりの取り付けや段差の解消などが対象となります。詳細については各地域福祉課へお問い合わせください。</p>
制度内容	身体障害者手帳の交付を受けた重度障害者（児）の方に、住宅改造の相談および助成をします。
申し込み期間など	改造を行う前に印鑑、手帳を持って各地域福祉課へ
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当の地域福祉課にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	障害者の相談窓口： <a href="http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/sumai/kaizou/index.html">http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/sumai/kaizou/index.html</a>

平成22年6月4日時点の情報です。